

固定資産税・都市計画税の税率変更について

市町村合併の特例により、平成17年度分から平成21年度分までの5年間は編入前の町村税条例の例により取り扱っていた税率が、来年度(平成22年度)分からは、次の表のとおり変更となります。

市の一体性及び住民負担の公平を期す観点からも、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【固定資産税の税率】

資産の所在	今年度(平成21年度)分	来年度(平成22年度)分
福部地域・用瀬地域・佐治地域・気高地域・鹿野地域	1.4%	1.5%
鳥取地域・国府地域・河原地域・青谷地域	1.5%	

【都市計画税の税率】

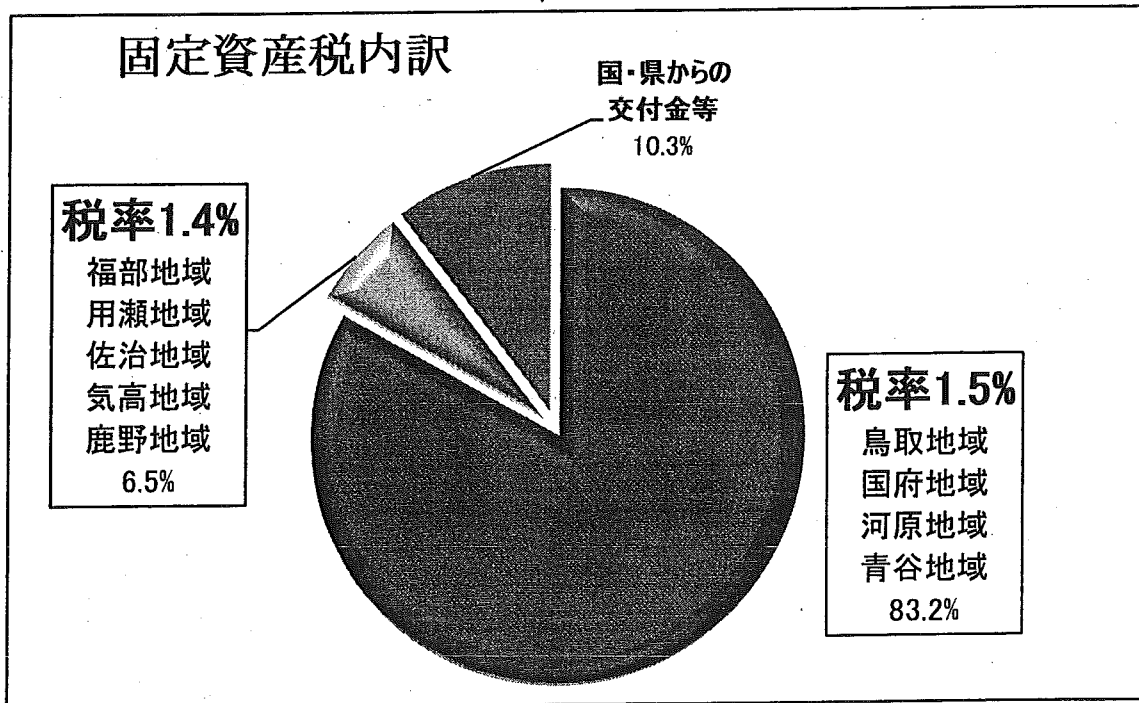
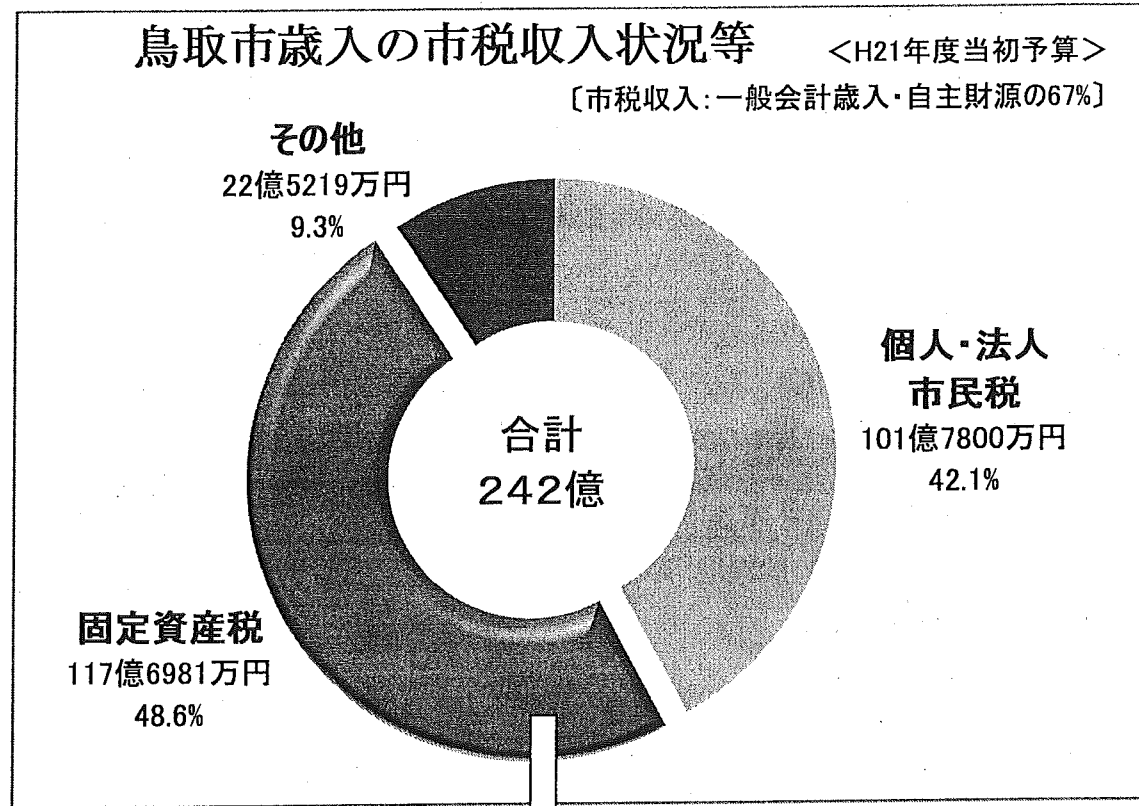
資産の所在	今年度(平成21年度)分	来年度(平成22年度)分
国府地域の市街化区域	なし	0.1%
鳥取地域の市街化区域	0.1%	

変更理由

固定資産税・都市計画税については、合併特例法第10条の規定により、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、区域により税率を異にすること(不均一課税)が認められており、本市ではこれを条例で定め適用しています。

鳥取市の固定資産税・都市計画税の場合、平成16年11月の合併による不均一課税ができる期間は今年度(平成21年度)分をもって終了します。そして、来年度(平成22年度)分からは鳥取市の全地域で均一の課税を行うこととなります。

(参 考)



[国府地域の都市計画税について]

都市計画税とは

都市計画税は、街路・公園・緑地・広場・上下水道などの都市計画施設の整備や土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

また、これら都市計画事業等の実施により課税区域内の土地及び家屋の利用価値が向上するという一般的受益関係に着目して課税するもので、個別の事業の受益の程度に応じて課税するものでないことから、都市計画区域の土地及び家屋に対して一律に課税されるものです。

対象地域(裏面区域図)

旧国府町あおば地区・・・稲葉丘・分上・新町・新通り
宮下地区・・・奥谷・宮下・町屋の一部

課税対象となる資産及び納税義務者

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税対象となります。(償却資産には課税されません。)

したがって、これらの土地及び家屋の所有者が納税義務者となります。

税額の計算方法

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格(評価額)が課税標準額となります。ただし、住宅用の土地(住宅用地)については固定資産税と同様、その税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって特例措置があります。

なお、固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

※ 免税点

固定資産の種類毎の課税標準額の合計が、土地・・・30万円・家屋・・・20万円に満たない場合は課税されません。

◆ 住宅用地の特例について

小規模住宅用地(200 m²以下の住宅用地)の課税標準額
・・・価格の3分の1(固定資産税の場合は6分の1)
一般住宅用地(200 m²を超える部分の住宅用地)
・・・価格の3分の2(固定資産税の場合は3分の1)

◆ 税額計算

課税標準額 × 0.1%(税率)

税収見込(当初)

H21 年度	H22 年度	増減
577,000 千円	586,000 千円	9,000 千円

資料 2

(地域審議会説明資料)

新市域の市営住宅家賃の見直しについて

合併協議会の調整方針において、新市域の公営住宅に平成16年度末までに入居した方の家賃は、平成21年度までは合併前の方法で算定し、平成22年度より鳥取地域の制度に移行することとされました。

この方針に基づき、平成22年度より以下のとおり新市域の家賃算定方式の見直しを行います。

見直しの内容

1 家賃算定について

市営住宅の家賃は、入居世帯の収入、住宅の立地条件、規模、建設からの経過年数、設備の利便性に応じて決まります。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{(1)市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{(2)利便性係数}$$

このうち、市町村立地係数と利便性係数が鳥取地域の制度に統一されます。

(1) 市町村立地係数

市町村立地係数とは、国土交通大臣が各市町村の地価の状況を勘案して定める数値です。

現在	改正後
0.7 (国府町は0.75)	0.9

市町村合併により合併前からの鳥取市の数値である0.9に統一されました。

(2) 利便性係数

利便性係数とは事業主体が立地条件や設備等の利便性を勘案して定める数値です。

合併前の各町村で設定していた数値を使用していましたが、鳥取地域の方法を用いて算定した数値を使用します。

(利便性係数の算定方法)

次の①～③の数値を合計 (0.7～1.0の範囲で決まります。)

- ①基礎数値 0.7
- ②地域内立地係数 住宅所在地の固定資産税評価額によって決まります。
- ③設備便益係数 住宅の設備によって決まります。

2 家賃の減免について

月額所得52,000円以下の方は、家賃の減免の対象となります。対象世帯は申請により、見直し後の家賃の約3割が減免されます。

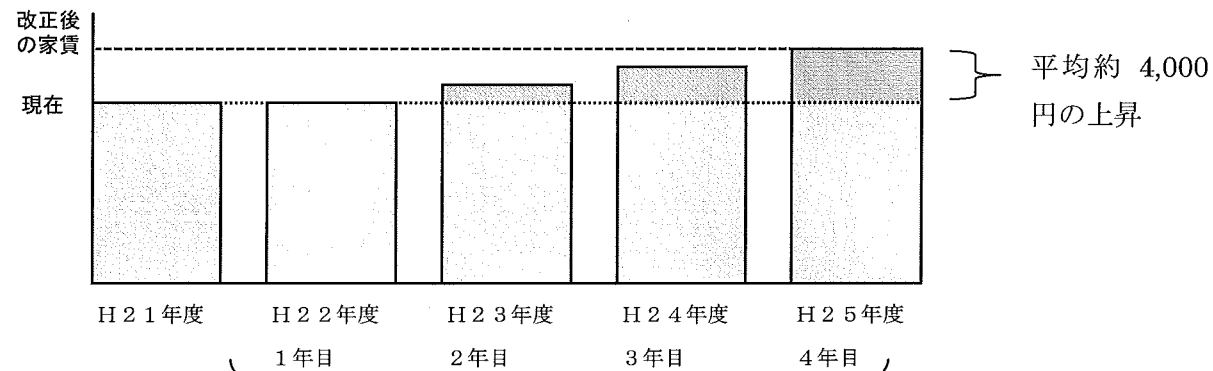
改正により、市町村立地係数等の家賃を計算する際に使用する係数の値が上昇しますので、家賃も上がることになります。ただし、低所得者の方は家賃の減免の対象となり、申請により家賃が下がる場合もあります。

家賃が上昇してしまう方については、以下のとおり激変緩和措置を行い、急激な家賃上昇のないよう調整を行います。

3 激変緩和措置

この見直しにより家賃が上昇する方については、急激な家賃上昇を抑えるため、平成25年度までの4年間、激変緩和措置を行います。

(激変緩和措置のイメージ)



この4年間で家賃が段階的に上昇します。

激変緩和措置期間中の負担総額の抑制を図るため、1年目である平成22年度は上昇率を0%とし、4年目の平成25年度において改正後の家賃となるように段階的に家賃を上昇させます。

国府地域審議会意見書

1 国土交通省殿ダム工事事務所庁舎の利活用について

【要 旨】

本審議会では、殿ダム本体の完成に併せて不要となる殿ダム工事事務所庁舎の利活用について、国府地域の重要課題と位置づけ、平成19年10月25日開催の第16回地域審議会以降、数多くの議論を重ねてきました。

「国府地域のためにどういう施設として利用するのが最もふさわしいか」を検討する中で、福祉施設、保育園、総合支所、地区公民館等への利用について議論してきましたが、『総合支所機能の移転・利用が最良』との結論に至りました。

この殿ダム工事事務所庁舎は平成8年に建設され、合併前の国府町時代から殿ダムの完成後には、国府町役場庁舎として利用できるものと考えられていたこと、また、耐震構造でもあり庁舎として優れた機能を有しています。

なお、現国府町総合支所は昭和37年に建築された庁舎で、耐震面や各災害対策支部機能面などで問題があります。

本審議会としては、国府地域に総合支所を今後も存続していく必要があると考えますので、現殿ダム工事事務所庁舎を市が購入し、国府町総合支所新庁舎として利活用できるよう切に要望します。